

平成30年度第2回日進市都市計画審議会 議事要旨

- 1 開催日時 平成30年12月20日(木曜日)午前10時から午前11時23分まで
- 2 開催場所 日進市役所本庁舎4階第1会議室
- 3 出席者
青山耕三、福安淳也、山根みちよ、武田好正、武田美恵、牧秀次、森本直樹、
中山肇(委員代理)、菅沼成明、住田穂積
事務局
伊藤肇(建設経済部担当部長)、西尾茂(建設経済部次長兼都市計画課長)、
加藤博之(都市計画課基幹施設整備室長)、水谷寛樹(都市計画課都市政策係長)、
長谷川達也(都市計画課都市政策係主事)
関係部局
市川秋広(建設経済部次長兼区画整理課長)、大鐘徹也(区画整理課主幹)
- 4 欠席者
市川豊
- 5 傍聴の可否・傍聴者の有無
可・無
- 6 審議事項
①名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更にかかる意見聴取について
(県決定・諮問)
②名古屋都市計画区域区分の変更にかかる意見聴取について(県決定・諮問)
③名古屋都市計画用途地域の変更について(市決定・付議)
④名古屋都市計画準防火地域の変更について(市決定・付議)
⑤名古屋都市計画日進竹の山南部地区計画の変更について(市決定・付議)
⑥名古屋都市計画米野木駅前地区計画の変更について(市決定・付議)
⑦名古屋都市計画赤池箕ノ手地区計画の変更について(市決定・付議)
⑧名古屋都市計画日進北部土地区画整理事業の決定について(市決定・付議)

7 議事

事務局	開会（午前10時開始）
議長	（あいさつ）
事務局	委員10名出席により会議成立。傍聴の申出はなし。
議長	議事録署名者に青山委員と福安委員を指名。
事務局	<p>審議事項1「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更にかかる意見聴取について」説明する。</p> <p>まず『「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、（以下「都市計画区域マスタープラン」と略す）』がどういったものか説明する。都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にすると共に、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、人口、ヒトやモノの動き、土地利用の動向、公共施設の整備等について将来の見通しを踏まえ、都市計画の基本的な方向性を愛知県が広域的見地から定めるもの、を指す。都市計画法第6条の2の規定のなかでも特に第3項においては「都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即したものでなければならない」と規定されており、本市の都市計画に関わるものである。</p> <p>愛知県では都市計画区域は6つに分かれており、その中で本市は名古屋都市計画区域に属している。区域内には他に長久手市や名古屋市、東郷町が含まれ、全12市4町1村の構成となっている。</p> <p>現行の名古屋都市計画区域マスタープランについては、愛知県が平成22年12月に策定をし、約20年後の将来都市像を展望した上で都市計画の基本方針を定めた。ただし、市街化区域の規模等については概ね10年後を想定としているため、今回愛知県が見直しを行う。</p> <p>次期名古屋都市計画区域マスタープランの概要を簡単に説明する。まず、基本理念であるが、「リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次の都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり」となっている。これは、平成29年3月に策定された「愛知の都市づくりビジョン」の都市づくりの理念である「時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」の考えを受け、掲げている。</p> <p>都市づくりの目標としては、大きく5つの項目を設定している。「暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換」、「リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進」、「力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進」、「大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保」、「自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進」である。</p> <p>区域区分の決定の有無と区域区分を定める際の方針については、先に説明したとおり、本市は名古屋都市計画区域に属している。この区域内においては、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域と、反対に市街化を抑制する市街化調整区域に分ける「区域区分」を定めることになっている。</p> <p>「区域区分」の変更については、この後の審議事項で諮るが、区域区分を定める意義としては、都市的土地利用の無秩序な拡大が招く社会的費用の増加と環境悪化</p>

	<p>の防止、計画的な都市基盤施設の整備による良好な市街地の形成、市街地近郊の優良な農地との健全な調和などを図ることである。</p> <p>また、区域区分を定める際の方針としては、本市の属する名古屋都市計画区域のほか、尾張都市計画区域、知多都市計画区域の3つで構成される尾張広域都市計画圏において将来の概ねの人口および愛知県全域の産業の規模を想定の上、土地利用の適正な規制・誘導を図るものとしている。</p> <p>目標年次については、基準年次を平成30年とし、概ね20年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方針を定めるが、市街化区域の規模や都市施設の整備目標等については平成42年を目標年次としている。</p> <p>方針の見直しにかかる手続の経緯について説明する。</p> <p>今年の4月10日から24日にかけて原案の閲覧を行った。パブリックコメントの募集も4月10日から行ったが、本市において閲覧者はなく、意見書の提出もパブリックコメントの提出も1件もなかった。</p> <p>公聴会は名古屋都市計画区域内どの市町村においても公述申し立て希望者がいなかったため、開催は中止となった。</p> <p>その後、10月16日付けで愛知県から方針案についての意見照会があった。これを受け、今回の審議会で委員の皆様に諮っている。この後審議を経て答申をいただき、愛知県に回答する。</p> <p>なお、その間にあたる平成30年11月13日から27日にかけては名古屋都市計画区域マスタープランの案の縦覧及び閲覧を都市計画課の窓口にて行っているが、期間中本市における縦覧者、閲覧者はなく、意見書の提出も1件もなかった。</p> <p>今後の予定としては、来年2月上旬に愛知県の都市計画審議会にて方針案の議を経た後、来年の春頃を目処に変更告示となっている。</p> <p>以上が審議事項1「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更にかかる意見聴取について」の説明になる。</p>
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員一同	(質問なし)
議長	「異存なし」で答申案を会長で取りまとめるが、詳細については会長に一任いただけるか。
委員一同	(異議なし)
議長	<p>一任をいただいたため、事務局と調整の上、審議事項1「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更にかかる意見聴取について」の答申を取りまとめる。</p> <p>次に、審議事項2「名古屋都市計画区域区分の変更にかかる意見聴取について」事務局から説明願う。</p>
事務局	<p>審議事項2「名古屋都市計画区域区分の変更にかかる意見聴取について」説明する。</p> <p>審議事項1でも説明したが、区域区分とは市街化区域と市街化調整区域の区分のことであり、その境界線を示すために「線引き」の都市計画とも呼ばれている。</p> <p>区域区分の決定権者は愛知県である。当初線引きは昭和45年11月24日であった。その後およそ10年毎に県下総見直しを行っており、日進市内では平成13</p>

年5月15日の愛知県第4回区域区分の総見直し時に日東東山団地と米野木研究開発団地を市街化編入したものが最後である。

また、愛知県では本日1つ目の議題であった名古屋都市計画区域マスタープランの改訂と同様、急速な人口減少社会の到来への対応やリニア中央新幹線の開通に伴うインパクトなど、社会情勢の変化に対応するため、従来の間隔であった平成32年度から2年前倒しし、今年度を目処に区域区分の総見直しをする方針となった。

本市では、日進市都市マスタープランにおける将来都市像において、名古屋瀬戸道路長久手インターチェンジ及びリニモ長久手古戦場駅・芸大通駅に近い、日進市北新町東口論義周辺地区を、北のエントランス地区として拠点に位置付け、土地区画整理事業を前提とした市街化区域への編入について地元と調整を重ねてきた。

昨年5月までに土地区画整理事業の実施についての仮同意が、県の認可の目安となる85%を超え、並行して愛知県などの関係機関との調整も行ってきたが、こちらについても概ね整ってきた。

また、この日進北部地区の編入と同時に、「局部変更」と言い、過去に土地区画整理事業や道路整備事業を行い、区域区分の境界となっていた地形地物に変更となった5地区についても、その境界の変更を行うため愛知県と協議調整を行ってきた。

そして、去る10月16日付けで区域区分の都市計画決定権者である愛知県から、日進市長に対し、これら6地区についての区域区分の変更に関して、都市計画法に基づく意見照会があったため、意見の回答を行うにあたり、審議会に諮問した次第である。

また、区域区分の変更に合わせて、区域区分境界と同一になっている、日進市決定の関連都市計画も新規決定や変更の必要があるため、今回審議会に付議している。

資料1 ページ目の調書において市街化区域及び市街化調整区域の区分は「計画図表示のとおり」とある。図面の1 ページ目に今回日進市で区域区分の変更対象となっている総括図がある。日進北部地区、竹の山一丁目地区、竹の山五丁目地区、東山地区、米野木台地区、赤池箕ノ手地区の計6地区あり、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域は赤枠、赤斜線のハッチで示している。また、市街化区域から市街化調整区域へ編入する区域、いわゆる逆線であるが、こちらは青枠ふちぼかしで囲った区域となる。

各地区の計画図がある中で日進北部地区において、こちら市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域を赤枠、赤斜線のハッチで示している。また、図面右下に区域界の表示として凡例を示しているが、区域の北側、破線で示している境界は長久手市との行政界になる。また、東側から南側にかけて一点鎖線で示している境界は、普通河川福井川の河川中心線である。また、南側から北西側にかけては、日進市道北新田長久手線の道路中心線を区域の境界としている。

竹の山一丁目地区の計画図について説明する。ここは東名高速道路を挟んで北側、南側ともに過去に土地区画整理事業が行われた区域になるが、この事業により道路が拡幅し、また名古屋瀬戸道路日進ジャンクションの整備により道路の境界が変化したため、概ね、青枠ふちぼかしで囲った区域を市街化区域から市街化調整区域に編入し、新たな道路中心線に区域区分の境界を変更するものである。

竹の山五丁目地区の計画図について説明する。この地区では日進竹の山南部特定土地区画整理事業及び都市計画道路東山岩藤線の整備に合わせて、普通河川菊水川の付け替えを行っている。それに伴い、河川敷地の位置が変更されたため、赤枠、赤斜線のハッチで囲った区域を市街化調整区域から市街化区域へ編入し、青枠ふちぼかしで囲った区域を市街化区域から市街化調整区域に編入することで新たな河

川を中心に区域区分の境界を変更するものである。

東山地区の計画図について説明する。この地区では東山グランド西側の道路に歩道の整備を行った。従前は車道の中心を道路の中心として区域区分の境界として定めていたところを、歩道も含めた道路の幅の中心を区域区分の境界として改めるため、赤枠、赤斜線のハッチで囲った区域を市街化調整区域から市街化区域へ編入するものである。

米野木台地区の計画図について説明する。この地区は、縮尺の都合上図面が3枚に分かれているが、日進米野木駅前特定土地地区画整理事業に伴い、既存の区域区分の境界として定めていた道路の拡幅や付け替えがあった。それに伴い、赤枠、赤斜線のハッチで囲った区域を市街化調整区域から市街化区域へ編入し、また青枠ふちぼかして囲った区域を市街化区域から市街化調整区域に編入することで、新たな道路の中心に区域区分の境界を変更するものである。

赤池箕ノ手地区の計画図について説明する。この地区では、旧市道浅田白土線の道路中心線を区域区分の境界として定めていたが、都市計画道路南山の手線の整備がされ、都市計画道路赤池箕ノ手中央線の整備による交差点改良も完了したところである。それに伴い、赤枠、赤斜線のハッチで囲った区域を市街化調整区域から市街化区域へ編入し、また青枠ふちぼかして囲った区域を市街化区域から市街化調整区域に編入することで、新たな道路の中心に区域区分の境界を変更するものである。

人口フレームについて説明する。国の都市計画運用指針において、市街化区域の設定は、都市計画区域マスタープランにおける区域区分の方針上、人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積をそのまま即地的に割り付ける方式、いわゆる人口フレーム方式を基本とすべきである、とされている。

表で示されているのは、平成27年の国勢調査をもとに、名古屋都市計画区域の都市計画区域内人口及び市街化区域内人口を示したものである。平成42年の人口が示されていないが、2ページ目にあるとおり、名古屋都市計画区域を含む尾張広域都市計画圏として平成42年の都市計画区域内人口を5,019,700人、市街化区域内人口を4,362,100人と設定しているためである。これらをもとに、平成42年までの期間において、現段階では具体の区域として割り付けない人口を保留する人口と呼んでいるが、尾張広域都市計画圏においては23,400人である。

次に産業フレームについてである。こちらは平成25年の商業及び工業に関わるものの、県内総生産と平成9年から26年までの成長率の平均をもとに、平成42年の県内総生産額の推計を行っており、これらをもとに、平成42年までの期間において、現段階では具体の区域として割り付けない産業用地の計画面積を保留する面積と呼んでいるが、尾張広域都市計画圏においては904ヘクタールである。

今回の都市計画変更に係る経緯について説明する。説明会を今年1月12日に市広報等で周知の上市民会館にて開催したが、参加者はいなかった。1月22日に日進市から愛知県に対し、区域区分の変更の案の申出を行っている。4月10日から24日までの期間において、区域区分の変更原案の閲覧及び公述申立ての受付を行ったが、申立てはなく、公聴会は開かれなかった。先に申し上げたとおり、10月16日に愛知県から本件についての意見照会があった。11月13日から11月27日まで、都市計画課窓口にて、都市計画法第17条の規定に基づく案の縦覧を行い、縦覧者はなく、意見書の提出も1件もなかった。本日の都市計画審議会において審議、答申をいただいた上、愛知県に対し意見照会に対する回答を行う。その上で、愛知県により来年春頃を目処に、変更告示が行われる予定である。

	<p>以上が、審議事項2「名古屋都市計画区域区分の変更にかかる意見聴取について」の説明になる。</p>
議長	<p>事務局の説明に質問はあるか。</p>
委員	<p>今回の局部変更に伴って都市計画税の税収に影響はあるのか。</p>
事務局	<p>局部変更箇所は全て公共用地であるため、影響はない。</p>
議長	<p>議論も出尽くしたようであるため、「異存なし」で答申案を会長で取りまとめるが、詳細については会長に一任いただけるか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>一任をいただいたため、事務局と調整の上、審議事項2「名古屋都市計画区域区分の変更にかかる意見聴取について」の答申を取りまとめる。</p> <p>次に、審議事項3「名古屋都市計画用途地域の変更について」、審議事項4「名古屋都市計画準防火地域の変更について」、審議事項5「名古屋都市計画日進竹の山南部地区計画の変更について」、審議事項6「名古屋都市計画米野木駅前地区計画の変更について」、審議事項7「名古屋都市計画赤池箕ノ手地区計画の変更について」、審議事項8「名古屋都市計画日進北部土地区画整理事業の決定について」は相互に関連するため、6議題を合わせて事務局より説明願う。</p>
事務局	<p>審議事項3「名古屋都市計画用途地域の変更について」、審議事項4「名古屋都市計画準防火地域の変更について」、審議事項5「名古屋都市計画日進竹の山南部地区計画の変更について」、審議事項6「名古屋都市計画米野木駅前地区計画の変更について」、審議事項7「名古屋都市計画赤池箕ノ手地区計画の変更について」、審議事項8「名古屋都市計画日進北部土地区画整理事業の決定について」、相互に関連するこれらの議題は合わせて説明する。</p> <p>用途地域の変更についてであるが、用途地域とは、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他用途を適切に配置すること等により、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を定めるものである。日進市では現在13種類の用途地域のうち、9種類計約1,093ヘクタールに用途地域を指定している。区域区分の変更に伴い、用途地域の総面積を約1,124ヘクタールに変更すると共に、各地域の内訳の変更も行うものである。</p> <p>調書2ページ目に今回の変更の理由を示している。こちらの下段に記載の赤池箕ノ手地区については、区域区分の変更に加え、土地区画整理事業の道路計画線の変更に伴い、一部の用途地域の変更を行う。</p> <p>調書の3ページ以降の内容については、図面に従って説明する。</p> <p>市内全域を示した総括図では、県の仕様に従い、先ほどの区域区分の総括図と違い、用途地域を変更する地域を赤枠で囲い、変更後の用途地域の色で着色を行っている。</p> <p>日進北部地区の計画図では、土地区画整理事業を円滑に実施するために、事業が進むまでの間建築行為を抑制する必要がある。そこで建蔽率を30%、容積率を50%、用途を第一種低層住居専用地域とする暫定用途地域として指定する。区域の境界は先に説明した区域区分の境界と同一になる。</p>

竹の山一丁目地区の計画図では、区域区分及び用途地域変更後の区域の境界を示している。図面中央のカタカナ「エ」と「キ」を結ぶ一点鎖線、カタカナ「ウ」から南東に伸びる一点鎖線の箇所が今回変更となる箇所であるが、凡例のとおり、道路の中心線を用途地域の境界とするものである。市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域については新たに準工業地域に指定し、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域については用途地域の指定を外すことになる。

竹の山五丁目地区の計画図では、区域の境界は先に説明した区域区分の境界と同一にするものであり、図面中央のカタカナ「マ」「イ」「オ」を結ぶあたりになるが、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域については、新たに第一種住居地域に指定し、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域については用途地域の指定を外すことになる。

東山地区の計画図においても、図面中央のカタカナ「チ」から北に伸びる一点鎖線の箇所になるが、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域については新たに第一種低層住居専用地域に指定し、区域区分の境界と同一にする。

米野木台地区の計画図においても、区域の境界は先に説明した区域区分の境界と同一にするものであり、図面西側から天白川沿い、そして南東部の米野木台地区の外周になるが、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域については、新たに第一種低層住居専用地域に指定し、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域については用途地域の指定を外すことになる。

赤池箕ノ手地区の計画図では、区域区分の境界と同一にするものとして、図面中央の南山の手線沿いになるが、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域については、新たに第一種住居地域に指定し、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域については用途地域の指定を外すことになる。また、図面北側の、カタカナ「モ」から南に進む線については、赤池箕ノ手土地区画整理事業の計画道路線形が変更となったため、新たな道路の中心線に境界を変更することで、当該区域が第一種住居地域から第一種低層住居専用地域に変更となる。

また、その東側、カタカナ「ヨ」から「ラ」を結ぶ線になるが、土地区画整理事業の計画道路が一部廃止となったため、地区の周回道路となっている区画道路12-1号の境界から30メートルを用途地域の境界に変更とし、当該区域が第一種住居地域から第一種低層住居専用地域に変更となる。以上が、用途地域の変更についての説明である。

準防火地域の変更についてであるが、準防火地域とは、主として商業地等の建築物の密集している市街地において、建築物の構造や材質を制限する事によって不燃化等を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定するものである。日進市では用途地域が準住居地域と近隣商業地域となっている約68.1ヘクタールに現在指定している。今回、区域区分及び用途地域の変更に伴い、面積が約0.1ヘクタール減り、約68ヘクタールに変更するものである。調書の3ページ目の理由書の内容については、図面に従って説明する。

総括図においては、今回区域区分及び用途地域を変更する区域のうち、用途地域に準住居地域が含まれている米野木台地区のみが変更対象となる。

計画図においては、変更後の準防火地域の区域を示した図面であるが、図面北側、新米野木橋付近について、区域の境界を先ほどご説明した区域区分及び用途地域の境界と同一にするものである。堤防道路が新米野木橋の新設によって、天白川南側に付け替わり、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域になるため、準防火地域としても一部解除という形になる。

以上が、準防火地域の変更についての説明である。

日進竹の山南部地区計画の変更についてであるが、地区計画とは、一定の地区を単位として、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画である。本市には6つの地区計画がある。日進竹の山南部地区は、現在約95.7ヘクタールの区域に指定しているが、今回土地区画整理事業の完了に伴う区域区分及び用途地域の変更に合わせて、区域の境界を先ほどご説明した区域区分及び用途地域の変更に伴う境界と同一にし、地区の区域及び面積を変更するものである。また、位置も土地区画整理事業の完了により地番が変更となったため、新地番の表記に変更する。調書6ページからの理由書の内容について、図面に従って説明する。

総括図は変更後の区域を日進市の都市計画図に示した図面となっている。

計画図において、変更の対象となるのは2箇所あり、1箇所目は図面北側ひらがなの「あ」から「き」を結ぶ線になる。区域区分及び用途地域では「竹の山一丁目地区」としている箇所になるが、区域の境界を先に説明した区域区分及び用途地域の境界と同一にするものであり、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域についてF地区の一部を地区計画区域から除外する形になる。

もう1箇所は図面南東側ひらがなの「か」と「お」を結ぶ線になる。区域区分及び用途地域では「竹の山五丁目地区」としている箇所になるが、区域の境界を先ほどご説明した区域区分及び用途地域の境界と同一にするものであり、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域について、C地区の一部を地区計画区域から除外する形になる。以上が、日進竹の山南部地区計画の変更についての説明である。

米野木駅前地区計画の変更について説明する。米野木駅前地区は、現在約57.0ヘクタールの区域に指定しているが、今回土地区画整理事業の完了に伴う区域区分及び用途地域の変更に合わせて、区域の境界を先に説明した区域区分及び用途地域の変更に伴う境界と同一にする。また、土地区画整理事業の完了により地番が変更となったため、新地番の表記に変更する。換地処分に伴う地積の確定もあったため、合わせて地区の区域及び面積を変更するものである。調書6ページからの理由書の内容については、図面に従って説明する。

総括図は変更後の区域を日進市の都市計画図に示した図面となっている。

計画図については区域の境界は先に説明した区域区分及び用途地域の境界と同一にするものであり、図面西側から天白川沿い、南東部の米野木台地区の外周になるが、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域について地区計画区域に編入し、地区の区分をE地区に指定する。市街化区域から市街化調整区域に編入する区域については地区計画区域から除外することになる。以上が、米野木駅前地区計画の変更についての説明である。

赤池箕ノ手地区計画の変更についてであるが、赤池箕ノ手地区は、現在約60.1ヘクタールの区域に指定しているが、都市計画道路南山の手線の整備及び土地区画整理事業の計画道路の変更に伴う区域区分及び用途地域の変更に合わせて、区域の境界を先ほどご説明した区域区分及び用途地域の変更に伴う境界と同一である。調書7ページからの理由書の内容については、図面に従って説明する。

総括図は変更後の区域を日進市の都市計画図に示した図面となっている。

計画図においては、図面南側カタカナ「ヌ」付近になるが、南山の手線沿いについて、区域の境界は先ほどご説明した区域区分及び用途地域の境界と同一にするため、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域について地区計画区域に編入

し、地区の区分をB地区に指定する。また、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域については地区計画区域から除外することになる。

また、図面中央のカタカナ「ス」「タ」「チ」付近だが、先に説明した用途地域の境界と合わせ、当該区域の地区の区分をB地区からA地区に変更する。

以上が、赤池箕ノ手地区計画の変更についての説明である。

日進北部土地区画整理事業の決定について説明する。

土地区画整理事業とは、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、換地とよばれる土地交換や、減歩と呼ばれる土地提供の手段により、土地の区画形状の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業である。本市では、都市計画事業として施行済の事業が4地区、施行中の事業が1地区ある。

日進北部地区の市街化区域に編入する区域内において、新たに都市計画に土地区画整理事業の名称、施行区域、施行区域の面積、公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項を定めるものである。

日進北部土地区画整理事業として、面積約27.1ヘクタールを定める。公共施設の配置の方針として、道路、公園及び緑地を適正に配置し、宅地の整備の方針として、土地利用計画等を考慮し適切に配置することとしている。

先に説明したとおり、リニモ沿線を中心に長久手市側からの高い開発需要が見込まれている本地区において、土地区画整理事業により住宅系市街地の効果的な形成を目指すものとしている。

総括図は今回の決定区域を日進市の都市計画図に示した図面となっている。

計画図は今回決定する土地区画整理事業の施行区域を詳細に示した図面になっている。凡例にもあるとおり、紫の実線は編入後の市街化区域の境界となる。土地区画整理事業の施行区域は茶色の実線と丸で折れ点を示したものになる。

市街化編入の区域と土地区画整理事業の区域が異なるのは、既に整備済みの名古屋瀬戸道路及び市道北新田長久手線を土地区画整理事業の区域としては含まないことによるものである。

以上が、日進北部土地区画整理事業の決定についての説明である。

最後に、都市計画変更に係る経緯について説明するが、それぞれの都市計画決定において重複、並行して手続を行っている。土地区画整理事業にかかる地権者向けの説明会を昨年11月25日に行い、69名の参加者があった。

都市計画変更及び決定にかかる市民全体向けの説明会を今年1月12日に市民会館にて開催したが、参加者はいなかった。

4月10日から24日までの期間において、地区計画3地区の都市計画法第16条の規定に基づく関係地権者のための縦覧を行ったが、縦覧者はなく、意見書の提出は1件もなかった。

用途地域、準防火地域、地区計画の変更については5月30日に、土地区画整理事業の決定については8月31日に愛知県建設部長に対し事前協議を行い、いずれも10月16日に愛知県建設部長より、「異存なし」との回答があった。

その後、11月13日から11月27日まで、都市計画課窓口にて、今回対象となっている都市計画のいずれとも、都市計画法第17条の規定に基づく案の縦覧を行ったが、縦覧者はなく、意見書の提出も1件もなかった。

本日の都市計画審議会において議決をいただいた場合、愛知県知事と協議の上、来年春目処の区域区分の変更と同日付で変更告示を行う予定である。

以上が、審議事項3「名古屋都市計画用途地域の変更について」、審議事項4「名古屋都市計画準防火地域の変更について」、審議事項5「名古屋都市計画日進竹の

	山南部地区計画の変更について」、審議事項6「名古屋都市計画米野木駅前地区計画の変更について」、審議事項7「名古屋都市計画赤池箕ノ手地区計画の変更について」、審議事項8「名古屋都市計画日進北部土地区画整理事業の決定について」、の説明である。
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	審議事項8において、土地区画整理事業にかかる地権者向けの説明会を昨年11月25日に行ったということだが、どこで開催したのか。
事務局	北新町公民館にて開催した。
委員	今の質問に関連して、土地区画整理事業の現状について知りたい。
事務局	先に説明したとおり、土地区画整理事業実施に対して賛成の仮同意を85%以上得ており、現在は土地区画整理事業案の作成中である。今後は愛知県との設立認可事前協議や地権者への説明会を経て、平成31年の秋頃を目処に組合設立に向けた本同意の収集を完了させたいと考えている。
委員	日進北部地区と竹の山一丁目地区とでは、高速道路を市街化区域に編入するとしない異なるが、統一しないのか。
事務局	市街化編入にかかる経緯が異なるため、このような線引きとしている。今回、日進北部地区は一体的な面として市街化編入とするが、竹の山一丁目地区では、北側と南側とで過去に別々の土地区画整理事業実施に伴って市街化編入をした経緯による。
委員	審議事項8において、土地区画整理事業にかかる地権者向けの説明会ではどのような意見が出たのか。
事務局	様々な意見が出たが、その中で特に多かった意見としては、早く土地区画整理事業を進めてほしい、環境保全に配慮して土地区画整理事業を実施してほしいというものであった。
委員	審議事項8において、業務代行方式で土地区画整理事業の施工業者募集をしていると思うが、請け負う業者は決まったのか。
事務局	業務代行方式では請け負う業者は決まらず、現在は再募集という形で、事業化検討パートナー方式に則って募集中である。
議長	他になければ、順に採決に入る。審議事項3「名古屋都市計画用途地域の変更」について、賛成の方は挙手願う。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員賛成で、審議事項3「名古屋都市計画用途地域の変更について」は、原案のとおり可決することに決した。 続いて、審議事項4「名古屋都市計画準防火地域の変更について」賛成の方は挙手願う。
委員一同	(全員挙手)

議長	<p>全員賛成で、審議事項4「名古屋都市計画準防火地域の変更について」は、原案のとおり可決することに決した。</p> <p>続いて、審議事項5「名古屋都市計画日進竹の山南部地区計画の変更について」、賛成の方は挙手願う。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成で、審議事項5「名古屋都市計画日進竹の山南部地区計画の変更について」は、原案のとおり可決することに決した。</p> <p>続いて、審議事項6「名古屋都市計画米野木駅前地区計画の変更について」賛成の方は挙手願う。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成で、審議事項6「名古屋都市計画米野木駅前地区計画の変更について」は、原案のとおり可決することに決した。</p> <p>続いて、審議事項7「名古屋都市計画赤池箕ノ手地区計画の変更について」賛成の方は挙手願う。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成で、審議事項7「名古屋都市計画赤池箕ノ手地区計画の変更について」は、原案のとおり可決することに決した。</p> <p>続いて、審議事項8「名古屋都市計画日進北部土地区画整理事業の決定について」賛成の方は挙手願う。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成で、審議事項8「名古屋都市計画日進北部土地区画整理事業の決定について」原案のとおり可決することに決した。これにて本日の議題は全て終了する。</p> <p>事務局より他に連絡事項はあるか。</p>
事務局	<p>10月の平成30年度第1回都市計画審議会承認いただいた、生産緑地地区の変更については、10月31日付けで都市計画変更の決定告示を行った。</p> <p>次に、都市マスタープランの改定については、11月18日のにしん市民まつりにおいて、都市計画課からブースを出展し、来場された市民の皆様对未来のにしんについて絵を描いてもらった。当日は95名の方の参加があった。年明けの成人式においても同様の啓発を行う予定をしている。</p> <p>緑の基本計画の改定については、庁内ワーキンググループの初回を12月10日に開催し、内部検討を行っている。</p> <p>次回の審議会は都市マスタープランならびに緑の基本計画の改定について議題とし、来年2月から3月頃に予定している。</p>
議長	閉会（午前11時23分終了）